

令和6年4月1日
(2024年)

各 位

建設総務課長

入札・契約関係書類の押印廃止について

事務手続きの見直しに伴い、事業者が本市へ提出する入札・契約関係書類の一部について、次のとおり押印を廃止しますのでお知らせします。

1 押印を廃止する書類

落札予定者となった場合に提出が必要な次の書類の押印を廃止します。

(1) 競争入札参加資格確認申請に係る資料（事後審査資料）

- ・競争入札参加資格確認申請書
- ・工事施工に関する誓約書
- ・確認書

(2) 低入札価格調査に関する資料

- ・表紙

2 適用日

令和6年4月1日以降に本市に提出するものから適用します。

3 その他

旧様式や押印した書類も受理いたします。